

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業
関係事業者 各位

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課長

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について（通知）

日頃より、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

総合事業のサービスのうち、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスの単価は、実施要綱において、「国が定める額を上限として、市町村が定めること」とされています。今回、「国が定めるサービスの単価」が変更されましたので、次のとおり改定します。

1 サービスの単価改定

(1) 横浜市訪問介護相当サービス

別添「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（令和元年度10月更新版）」のうち、「1 横浜市訪問介護相当サービス（独自） サービスコード表」（A2）をご参照ください。

(2) 横浜市訪問型生活援助サービス

別添「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（令和元年度10月更新版）」のうち、「2 横浜市訪問型生活援助サービス（独自/定率） サービスコード表」（A3）をご参照ください。

(3) 横浜市通所介護相当サービス

別添「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（令和元年度10月更新版）」のうち、「3 横浜市通所介護相当サービス（独自） サービスコード表」（A6）をご参照ください。

(4) 介護予防ケアマネジメント

別添「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（令和元年度10月更新版）」のうち、「4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表」（AF）をご参照ください。

別添「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（令和元年10月更新版）」

※更新後のサービスコード表は、横浜市ホームページに掲載しています。

また、更新後のcsvファイル（横浜市総合事業単位数表マスタ（令和元年10月更新版））は、更新でき次第同ホームページ上に掲載いたします。こちらについては、別途ご案内しますので、掲載後に取り込みをお願いします。

掲載場所 トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）関連>サービスコード表・単位数表マスタ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/sogo/servicecode.html>

2 改定時期

令和元年10月提供分から

3 区分支給限度基準額

総合事業の利用対象者は要支援1・2、事業対象者としていますが、「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額の一部改正」に伴い、要支援1・2の区分支給限度基準額が改正されました。

これに伴い、事業対象者についても要支援1と同様の区分支給限度基準額としているため、同様に改定します。

(1) 区分支給限度基準額の算定に用いる単位数

対象	改定後（令和元年10月～）	改訂前（9月末まで）
要支援2	10,531 単位	10,473 単位
要支援1	5,032 単位	5,003 単位
事業対象者	5,032 単位	5,003 単位

(2) 改定時期

令和元年10月1日

<参考：介護職員等特定処遇改善加算>

(1) 横浜市訪問介護相当サービス

現行	改定後（令和元年10月～）	算定単位
なし	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 63/1000 加算
	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 42/1000 加算

(2) 横浜市通所介護相当サービス

現行	改定後（令和元年10月～）	算定単位
なし	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 12/1000 加算
	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 10/1000 加算

介護職員等特定処遇改善加算については、下記ホームページに掲載しています。既に介護職員等特定処遇改善加算の計画書を、総合事業分も含めて提出済の場合は、改めて届出いただく必要はありません。

掲載場所 トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>高齢者福祉・介護>事業者指定・委託等の手続き>居宅・施設サービス関連>3 加算届>介護職員等特定処遇改善加算

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/tokutei-shogu/>

担当 横浜市健康福祉局高齢在宅支援課 早川・志澤

電話 045-671-2405

ファクス 045-681-7789

1 横浜市訪問介護相当サービス(独自) サービスコード表

横浜市訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%	110	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		267	1回につき
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		267単位 ※1月につき4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型 サービス費 (独自) (短時間サ ービス)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)(20分未満)		166	1回につき
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		166単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に サービスを行う場合 × 90%		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算		

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(1) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担1割・給付率90%の利用者に使用します。

【自己負担1割・給付率90%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1111	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		90%	1,055	1月につき
A3	1113	生活援助サービスⅠ・同一		1,055単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	950	
A3	1116	生活援助サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		90%	35	1日につき
A3	1118	生活援助サービスⅠ日割・同一		35単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	32	
A3	1121	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		90%	2,108	1月につき
A3	1123	生活援助サービスⅡ・同一		2,108単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	1,897	
A3	1126	生活援助サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		90%	69	1日につき
A3	1128	生活援助サービスⅡ日割・同一		69単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	62	
A3	1131	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		90%	3,344	1月につき
A3	1133	生活援助サービスⅢ・同一		3,344単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	3,010	
A3	1136	生活援助サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		90%	110	1日につき
A3	1138	生活援助サービスⅢ日割・同一		110単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	99	
A3	1141	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		90%	240	1回につき
A3	1143	生活援助サービスⅣ・同一		240単位 ※1月につき4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90%	216	
A3	1101	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	90%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(2) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担2割・給付率80%の利用者に使用します。

【自己負担2割・給付率80%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1211	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,055単位	80%	1,055	1月につき		
A3	1213	生活援助サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	950			
A3	1216	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 35単位	80%	35	1日につき		
A3	1218	生活援助サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	32			
A3	1221	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,108単位	80%	2,108	1月につき		
A3	1223	生活援助サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	1,897			
A3	1226	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 69単位	80%	69	1日につき		
A3	1228	生活援助サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	62			
A3	1231	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,344単位	80%	3,344	1月につき		
A3	1233	生活援助サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	3,010			
A3	1236	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 110単位	80%	110	1日につき		
A3	1238	生活援助サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	99			
A3	1241	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 240単位	80%	240	1回につき		
A3	1243	生活援助サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	80%	216			
A3	1201	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	80%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(3) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、自己負担3割・給付率70%の利用者に使用します。

【自己負担3割・給付率70%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1311	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		70%	1,055	1月につき
A3	1313	生活援助サービスⅠ・同一		1,055単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	950	
A3	1316	生活援助サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		70%	35	1日につき
A3	1318	生活援助サービスⅠ日割・同一		35単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	32	
A3	1321	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		70%	2,108	1月につき
A3	1323	生活援助サービスⅡ・同一		2,108単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	1,897	
A3	1326	生活援助サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		70%	69	1日につき
A3	1328	生活援助サービスⅡ日割・同一		69単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	62	
A3	1331	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		70%	3,344	1月につき
A3	1333	生活援助サービスⅢ・同一		3,344単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	3,010	
A3	1336	生活援助サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		70%	110	1日につき
A3	1338	生活援助サービスⅢ日割・同一		110単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	99	
A3	1341	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		70%	240	1回につき
A3	1343	生活援助サービスⅣ・同一		240単位 ※1月につき4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	70%	216	
A3	1301	生活援助サービス初回加算	初回加算			70%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(4) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率100%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率100%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1611	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	100%	1,055	1月につき	
A3	1613	生活援助サービスⅠ・同一		1,055単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%		950
A3	1616	生活援助サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	100%	35	1日につき	
A3	1618	生活援助サービスⅠ日割・同一		35単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%		32
A3	1621	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	100%	2,108	1月につき	
A3	1623	生活援助サービスⅡ・同一		2,108単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%		1,897
A3	1626	生活援助サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	100%	69	1日につき	
A3	1628	生活援助サービスⅡ日割・同一		69単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%		62
A3	1631	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	100%	3,344	1月につき	
A3	1633	生活援助サービスⅢ・同一		3,344単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%		3,010
A3	1636	生活援助サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	100%	110	1日につき	
A3	1638	生活援助サービスⅢ日割・同一		110単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%		99
A3	1641	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	100%	240	1回につき	
A3	1643	生活援助サービスⅣ・同一		240単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	100%		216
A3	1601	生活援助サービス初回加算	初回加算		200単位加算	100%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(5) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率97%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者を使用します。

【災害減免等・給付率97%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A3	1711	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1,055単位	97%	1,055	1月につき		
A3	1713	生活援助サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	950			
A3	1716	生活援助サービスⅠ日割	事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 35単位	97%	35	1日につき		
A3	1718	生活援助サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	32			
A3	1721	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 2,108単位	97%	2,108	1月につき		
A3	1723	生活援助サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	1,897			
A3	1726	生活援助サービスⅡ日割	事業対象者、要支援1・2(週2回程度) 69単位	97%	69	1日につき		
A3	1728	生活援助サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	62			
A3	1731	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 3,344単位	97%	3,344	1月につき		
A3	1733	生活援助サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	3,010			
A3	1736	生活援助サービスⅢ日割	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度) 110単位	97%	110	1日につき		
A3	1738	生活援助サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	99			
A3	1741	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 240単位	97%	240	1回につき		
A3	1743	生活援助サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	97%	216			
A3	1701	生活援助サービス初回加算	初回加算 ※1月につき4回まで		200単位加算	97%	200	1月につき

2 横浜市訪問型生活援助サービス(独自/定率) サービスコード表

(6) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者が、給付率95%の介護保険利用者負担額減額・免除認定証の交付を受けた利用者に使用します。

【災害減免等・給付率95%用】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1811	生活援助サービスⅠ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		95%	1,055	1月につき
A3	1813	生活援助サービスⅠ・同一		1,055単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	950	
A3	1816	生活援助サービスⅠ日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		95%	35	1日につき
A3	1818	生活援助サービスⅠ日割・同一		35単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	32	
A3	1821	生活援助サービスⅡ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		95%	2,108	1月につき
A3	1823	生活援助サービスⅡ・同一		2,108単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	1,897	
A3	1826	生活援助サービスⅡ日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)		95%	69	1日につき
A3	1828	生活援助サービスⅡ日割・同一		69単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	62	
A3	1831	生活援助サービスⅢ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		95%	3,344	1月につき
A3	1833	生活援助サービスⅢ・同一		3,344単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	3,010	
A3	1836	生活援助サービスⅢ日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)		95%	110	1日につき
A3	1838	生活援助サービスⅢ日割・同一		110単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	99	
A3	1841	生活援助サービスⅣ	生活援助サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)		95%	240	1回につき
A3	1843	生活援助サービスⅣ・同一		240単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	95%	216	
A3	1801	生活援助サービス初回加算	初回加算			95%	200	1月につき

3 横浜市通所介護相当サービス(独自) サービスコード表

横浜市通所介護相当サービスの事業者が使用します。

サービスコード	サービス内容略称		算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型 サービス費 (独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,655単位	1,655	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		サービス費	54単位	54	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/22		要支援2(週1回程度)	1,655単位	1,655	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/22日割		サービス費	54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,393単位	3,393	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		サービス費	112単位	112	1日につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者、要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		要支援2(週1回程度)	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	選択的サー ビス複数実 施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算 I /21		運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算 I /23		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II	(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算 II /2		運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 11	サービス提 供体制強化 加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者、要支援1(週1回程度)	72単位加算	72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算 I /212		要支援2(週1回程度)	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 12		事業対象者、要支援2(週2回程度)	144単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 21		(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者、要支援1(週1回程度)	48単位加算	48
A6	6122	通所型独自サービス提供体制加算 I /222		要支援2(週1回程度)	48単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 22		事業対象者、要支援2(週2回程度)	96単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1	(3)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算 II /22		要支援2(週1回程度)	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2		事業対象者、要支援2(週2回程度)	48単位加算	48	

(次頁に続く)

A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	生活機能向上連携加算		200単位加算	200	1月につき
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/21	生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2	運動機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100	
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/22		運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	1回につき
A6	6211	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/2	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90 %加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80 %加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		

サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

定員超過の場合

A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型サービス費(独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,655単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		54単位	38		1日につき	
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		要支援2(週1回程度)	1,655単位		1,159	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超		54単位	38		1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,393単位		2,375	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		112単位	78		1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型サービス費(独自)	事業対象者、要支援1(週1回程度)	1,655単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		54単位	38		1日につき	
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		要支援2(週1回程度)	1,655単位		1,159	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠		54単位	38		1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,393単位		2,375	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		112単位	78		1日につき	

4 横浜市介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2	431単位	431	1月につき
AF	1002	初回加算(介護予防ケアマネジメントA)	ロ 初回加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算	300	
AF	1003	連携加算(介護予防ケアマネジメントA)	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	事業対象者、要支援1・2	300単位加算	300	
AF	1021	介護予防ケアマネジメントC・初回	初回のみ介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2	431単位	431	

※予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防支援費になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。